

京都市告示第 382 号

平成17年3月18日付けで地方自治法第260条の2第1項に定める団体として認可した神明区について、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年2月8日

京都市長 榊本 頼兼

1 変更事項

代表者の氏名、代表者の住所、事務所の所在地及び神明区の区域

2 変更内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	村山二男	高山 豊
代表者の住所	京都府北桑田郡京北町大字周山小字下台1番地	京都市右京区京北周山町上代17番地の6, 17番地の4及び18番地の6
事務所の所在地	京都府北桑田郡京北町大字周山小字上代2番地の11	京都市右京区京北周山町上代2番地の11
神明区の区域	京都府北桑田郡京北町大字周山小字上代1番地から25番地, 下台1番地から9番地の区域	京都市右京区京北周山町上代1番地から25番地まで及び下台1番地から9番地までの区域

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)